

保険・年金 フォーカス

「普通保険約款」という用語

「保険規則」から「普通保険約款」へ

保険研究部 上席研究員 小林 雅史

(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

筆者は、保険会社に入社して約32年となるが、そのうち入社3年目からの17年間は、生命保険の「普通保険約款」（約款）などの作成を担当していた。

当時、普通保険約款という名称に接したのは初めてであり、どうしてこうした名称になったかを先輩に質問したところ、「保険業法も勉強していないのか」と叱責を受けた。

これは、わが国の保険監督法である保険業法において、保険業を内閣総理大臣による免許制とし、免許申請時の添付書類として、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書（いわゆる基礎書類）を定めていることを指している。

約款とは、保険会社や旅行会社などの事業者側が、顧客と一律的な取引を行うためにあらかじめ作成した定型的な約定であり、普通保険約款は、保険契約についての一般的・定型的な約定ということができる。

では、どうして普通保険約款という用語が用いられたのか。

さきに保険という用語について考察したが、本稿では普通保険約款という用語の起源について紹介することとしたい。

2—辞典などでの説明

1 | 大漢和辞典

諸橋大漢和辞典においては、普通保険約款という見出し語はない。

「普通」については、「①よのつね。なみなみ。通常。通例」、「②梁の武帝（蕭衍）の年号（520～527）」、「③一般。全般。特別・専門等に対する語」、「③一般に、おしなべて」と説明されており、中

¹ 『『保険』という用語の起源—『うけあい』から『ほけん』へ』『保険・年金フォーカス』、ニッセイ基礎研究所、2017年1月。<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=54842?site=nli>。

国の南北朝時代の年号の使用例は挙げられているが、中国古典での使用例は挙げられていない。

また、「約款」については、「約束の個条、約定書の条目」と説明されており、ここでも中国古典での使用例は挙げられていない。

2 | 国語大辞典

精選版日本国語大辞典においては、「普通」については、「①（形動）ごくありふれていること。通常であること。また、そのさま。一般。なみ」、「②（一する）広く一般に通じること、または通じさせること。また、ある範囲内の物事すべてに共通し、例外のないさま」と説明されている。

①の用例としては江談抄（平安時代後期の学者、大江匡房が口述した説話集）と曾我物語（わが国の南北朝時代に成立した曾我兄弟の敵討ちの物語）が、②の用例として公議所日誌（明治時代初めの立法機関である公議所の議事録）と一年有半（中江兆民の評論随想集、1901年）が挙げられている。

また、語誌として、(1)現代中国語には「普通」は存在するが、古典漢籍・漢訳仏典には用例が見出せない (2)明治初期には②の意味で多く用いられ、「する」を伴ったサ変動詞の用法も見られる。「制限選挙」の対義語としての「普通選挙」のように、ある資格を必要とせず、万民が享受できるものを「普通」と呼んだものと思われる と記載されている。

「約款」については、「①条約、契約などの条項」、「②定型的な内容があらかじめ定められている契約の条項。特に、多数の不特定の利用者を相手方とする事業において行われる付合契約の条項をさすことが多い。運送約款、保険約款など」と説明されている。

①の用例としては「伊藤特派全権大使復命書附属書類」（1885年、伊藤博文の清への派遣後の復命書）が、②の用例としては東京灰燼記（1923年、大曲駒村が著した関東大震災の記録）が挙げられている。

すなわち、普通、約款とも、いわゆる和製漢語ではないかと考えられる。

3 | 普通保険約款と特約

普通保険約款という用語と特約という用語が対比されて使用されることがある。

すなわち、

「わが国の保険実務では、保険約款は、普通保険約款と特約ないしは特別約款に区分されている。

普通保険約款は、ある種類の保険契約の基本的な契約内容を定め、特約ないし特別約款は、普通保険約款に対する特約として、基本的な契約内容では定められていない契約内容を定めること、基本的な契約内容で定められていることの一部を適用しないこととすることなどを定めており、両者の関係は、一般法と特別法との関係に類似している」²

と説明されている。

これは、普通保険約款という用語中の普通が意味するものが、「一般」であることのひとつの証左であろう。

² 山下友信、米山高生編『保険法解説 生命保険・傷害疾病定額保険』125ページ、有斐閣、2010年4月。

3—保険業法などでの普通保険約款

1 | 保険業法などでの普通保険約款という用語の使用（1898年～）

保険業法などでの普通保険約款の基礎書類としての記載の経緯はつぎのとおりである³。

旧商法（いわゆるロエスエル商法。1890年に成立。民法はフランス法を、商法はドイツ法を基礎としており、体系が異なることなどから反対の声が根強く、1893年その一部が施行され、保険監督に関する規定を含む完全施行はさらに遅れた）が1898年7月に完全施行となり、保険業は第689条で官許制とされ、同年8月、主務官庁である農商務省からつぎの農商務省令第5号が発出された。

第1条 保険業ヲ営マントスル者ハ其営業所ヲ設クヘキ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ営業ノ許可ヲ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ目論見書、仮会社契約（仮定款）及ヒ左ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ但目論見書仮会社契約（仮定款）中ニ記載シアルモノハ此限ニ在ラス

甲 生命保険業ヲ営マントスル者ニ在リテハ

一 純保険料及ヒ責任準備金ノ算出ノ基礎トシタル予定利率、死亡生残表、及ヒ其死亡生残表ノ名称（若シ死亡生残表ノ名称洽ネク知レサル者ナルトキハ死亡表調製の原料、方法及ヒ死亡率表並ニ平均命数表）

二 純保険料、責任準備金及ヒ解約価額ノ算出方式

三 責任準備金資本金及其他ノ積立金利用ノ方法

四 営業保険料、純保険料及ヒ附加保険料ノ対照表

五 一被保険者ノ生命ニ関シ支払フヘキ保険金最高額

六 保険契約ノ種類

七 普通保険約款

八 保険契約締結ノ手續

乙 損害保険業ヲ営ナマントスル者ニ在リテハ

一 保険料ノ計算ニ関スル統計表

二 前号第二、第三、第七及ヒ第八ニ掲ケタル事項⁴

旧商法の完全施行時代は1年足らずであり、1899年6月に新商法が施行され、同時に保険監督に関する規定は、近い将来の独立した保険監督法の制定を見据え、商法施行法に移され（第95条～第116条）、第98条において、普通保険約款を営業免許申請時の必要書類と規定した。

第98条 保険会社ノ発起人カ営業ノ免許ヲ請フニハ定款及ヒ左ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ヲ差出タスコトヲ要ス

一 保険ノ種類及ヒ営業ノ範囲

二 普通保険約款

三 保険料及ヒ責任準備金算出ノ基礎及ヒ方法

四 責任準備金利用ノ方法⁵

³ 三浦義道『改正保険業法解説』1～22ページ、巖松堂書店、1940年9月。

⁴ 官報第4530号、1898年8月5日、近代デジタルライブラリー、国立国会図書館ホームページ。

翌 1900 年 7 月に独立した保険監督法として保険業法が施行され、第 1 条で、「保険事業ハ主務官庁ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス」と、保険業を免許制とするとともに、第 5 条で「損害保険ヲ目的トスル会社カ免許ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス 一 定款 二 事業方法書 三 普通保険約款 四 保険料及ヒ責任準備金算出ノ基礎ニ関スル書類 五 財産ノ利用方法ヲ記載シタル書類」、第 6 条で「生命保険ヲ目的トスル会社カ免許ヲ申請スルニハ前条ニ掲ケタル書類及ヒ責任準備金利用ノ方法ヲ記載シタル書類ヲ添付スルコトヲ要ス」⁶と、普通保険約款を免許申請時の添付書類として規定している。さらに、第 7 条で普通保険約款記載事項を列挙している。

すなわち、1900 年 7 月施行の保険業法以前に、1898 年 8 月から農商務省令により、普通保険約款が保険業の基礎書類とて規定されていたこととなる。

この普通保険約款という用語は、わが国の保険監督法が模範とした、基礎書類の審査や認可などを通じて実体的に保険会社を監督するドイツにおける *allgemeine Versicherungsbedingungen*（英語では *general policy conditions*）という用語を翻訳したものであるものと考えられる。

2 | 保険規則から普通保険約款へ

1898 年 8 月の農商務省令制定以前から、すでに近代的保険会社が設立されていた。

1881 年 7 月創設の明治生命（現明治安田生命）、1888 年 3 月創設の帝国生命（現朝日生命）、1889 年 7 月創設の日本生命などである。これらの会社では、普通保険約款という用語は使用されておらず、顧客との約定は「保険規則」と称されていた。

こうした事情は、保険業法の起草者の 1 人であり、後に農商務省保険課長を経て、1902 年に日本初の相互会社として第一生命を創設した矢野恒太により、

「是迄実は日本に保険約款という文字は余りなかった、近頃出来たのでございますが、日本では保険規則という文字を確か明治生命で始めてお付けになった」⁷。

と、顧客との権利義務を明確化するため、保険約款という名称として、保険業法施行規則で保険証券への添付を求めたと説明されている。

4—おわりに

当初保険規則と称されていた顧客との約定が、ドイツの例などにより保険業法で普通保険約款という名称とされ、現在まで踏襲されている。顧客保護の観点から、普通保険約款は主務官庁の認可が必要とされ、明確かつ平易で、簡素なものとなっているかなど詳細な審査基準が定められている。

⁵ 官報第 4703 号、1899 年 3 月 9 日、近代デジタルライブラリー、国立国会図書館ホームページ。

⁶ 生命保険会社協会編『日本保険関係法規全集』上巻 1 ページ、1932 年、近代デジタルライブラリー、国立国会図書館ホームページ。なお 1912 年の保険業法改正により、それまで第 5 条と第 6 条で損害保険会社、生命保険会社ごとに規定されていた基礎書類に関する条項が第 5 条に統合された。さらに 1939 年の保険業法全面改正により第 1 条と第 5 条が統合されて第 1 条となり、1996 年施行の現保険業法では、第 4 条に普通保険約款などの基礎書類が列挙されている。

⁷ 農商務省保険課長矢野恒太君講演『保険業法施行規則』22 ページ、保険時報社、1900 年 10 月。